

研究会の報告書骨子（案）

平成 30 年の統計法改正から約 10 年が経過した。この間、本格的な人口減少社会が到来するとともに、A I 等のデジタル技術が急速に進展するなど、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、政府は、行政や社会における A I ・データの利活用を推進している。

このような中、社会の情報基盤である公的統計についても、統計データの更なる利活用が期待される一方で、統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まり等により、従来の調査手法を維持することが困難となってきた。

I 公的統計の作成（統計データの利活用推進のための基盤整備）**（1）公的統計作成等への行政データの活用**

- ① 行政機関等の保有する行政データの積極的な活用を検討する仕組みの創設
（方向性）
 - ・ 統計の作成における行政データの積極的な活用を行政機関等の責務とする
 - ・ 基幹統計調査及び一般統計調査の承認基準に、行政データとの重複が合理的と認められる範囲を超えていないことを追加する
- ② 行政機関等におけるデータ流通を促進する制度の整備
（方向性）
 - ・ 行政機関等が統計の作成等（政策立案のためのものを含む。）を行う場合又は統計調査等の名簿の作成を行う場合には、自らの保有する行政データを利用でき、他の行政機関等には、その保有する行政データの提供依頼ができるようにする
 - ・ 特に、行政機関は、基幹統計を作成する場合には、行政上の又は個人・企業の活動における特別の支障のない限り、自らの保有する行政データを利用しなければならず、他の行政機関や地方公共団体は、その保有する行政データの提供依頼に応じなければならないこととする
 - ・ 行政機関等は、行政データを求める場合には、統計の作成等に必要な範囲内にとどめ、個人又は法人その他の団体の識別を目的としてはならないこととする
- ③ 行政機関等から提供を受けた行政データの保護規定の整備
（方向性）
 - ・ 行政機関等は、取得した行政データや統計調査等の名簿の作成のために取得した情報を適正に管理し、目的外の利用を行わず、知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を守らなければならないこととする

(2) 公的統計作成等への民間データの活用

- ① 公的統計の作成に民間データを活用する場合の根拠となる規定の整備
(方向性)
 - ・行政機関が基幹統計を作成する場合には、民間企業に対し、その保有する民間データの提供依頼ができるようにする
 - ・行政機関が統計委員会の認めた統計の作成を行う場合には、民間企業に対し、その保有する民間データの提供依頼ができるようにする
- ② 民間企業から提供を受けた民間データの保護規定の整備
(方向性)
 - ・行政機関は、取得した民間データを適正に管理し、目的外の利用を行わず、知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を守らなければならないこととする

(3) 経済統計の基盤整備 (経済センサス・事業所母集団データベースの在り方等)

II 公的統計の提供 (統計データの更なる利活用の推進)

(1) 事業所母集団データベースの機能高度化 (データリンケージなどの分析基盤整備等)

(2) ミクロデータの利活用拡大

(3) AI等によるデータ分析に資する統計データの提供 (機械可読性、データ標準化等)

III その他